

(別紙)

諮問番号：平成29年諮問第5号

答申番号：平成29年答申第5号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、審査請求人が、支給された冬季加算では、生活費が足りないと主張して、その取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、平成24年1月13日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 平成28年10月3日、処分庁は、同年11月1日付けで冬季加算を認定する決定を行い、同年10月26日、本件処分に係る決定通知書を郵送した。
- 3 審査請求人は、平成28年11月11日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、生活保護費が少ない旨等を主張し、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件処分は、昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号「生活保護法による保護の基準」（以下「保護の基準」という。）に基づいて行ったものであり、法第8条第1項の規定による適法かつ適正なものである旨を主張している。

また、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）第7の2の(1)のアにおいて、地区別冬季加算額の特別基準が適用されるのは「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」とされており、審査請求人はその者に該当しないと主張している。

第5 法令の規定等について

生活保護法令の関係規定については、次のとおりである。

- 1 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣

の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。

- 2 具体的には、昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「次官通知」という。）等に従い、厚生労働大臣の定める保護の基準に基づいてその者の属する世帯の最低生活費を算定し、この金額とその世帯の収入とを比較して、その世帯の最低生活費のうちその世帯の収入（収入充当額）で補えない部分、つまり最低生活費から収入充当額を差し引いた差額を生活保護費として支給することとなっている。
- 3 生活扶助については、保護の基準別表第1の生活扶助基準第1章の1の(2)の基準生活費の算定により算式が定められており、冬季加算については、第2類の表に定める地区別冬季加算額によって算定される。
- 4 そして、局長通知第7の2の(1)のアにおいて、「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」については、「保護の基準別表第1第1章の1の(1)に規定する地域別冬季加算額によりがたいときは、(中略)特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えない」として、地区別冬季加算額の特別基準が示されており、昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（以下「課長通知」という。）第7の問29の答において、局長通知第7の2の(1)のアの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」には、「重度障害者加算を算定している者又は要介護度が3、4若しくは5である者であって、日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者」「その他、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者」が該当するとされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

本件処分が保護の基準及び局長通知第7の2の(1)のアに該当するか否かについて、処分庁は、厚生労働大臣の定める保護の基準に基づき、生活扶助費〇万円（障害者加算〇万円及び冬季加算〇円を含む）及び住宅扶助費〇万円の合計〇万円を最低生活費として算定し、また、次官通知第8の3の(2)のアの(ア)に基づき、障害基礎年金の月額〇万円を収入認定することとし、審査請求人の11月分保護費〇万円を算定している。

そして、審査請求人は、「重度障害者加算を算定している者」に該当するものの、必要に応じて単身で行政機関を訪問するなどから、「外出することが著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者」には該当せず、局長通知第7の2の(1)のアの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」には該当しないため、審査請求人に地域別冬季加算の特別基準を認定しない処分庁の判断に誤りはない。

以上のとおり、保護の基準及び局長通知第7の2の(1)のアに従って決定された本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件処分において、処分庁の判断に誤りはない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年8月1日	審査庁が審査会に諮問
〃 8月21日	審査関係人による書面提出期限（書面の提出なし）
〃 8月25日	第1回調査審議（第2部会）
〃 9月4日	審査会から処分庁に対し調査を実施
〃 10月6日	処分庁から審査会に調査の回答を提出
〃 11月2日	第2回調査審議（第2部会）
〃 11月2日	答申

第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人及び処分庁の双方の主張を踏まえると、審査請求人が地区別冬季加算額の特別基準が適用される局長通知第7の2の(1)のアの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」に該当するか否かが争点となっているため、以下この点を検討する。

2 第5の4に記載のとおり、局長通知第7の2の(1)のアの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」には、課長通知第7の問29の答において「重度障害者加算を算定している者又は要介護度が3、4若しくは5である者」（以下「要件①」という。）であって、「日常生活において常時の介護を必要とするため、外出が著しく困難であり、常時在宅している生活実態にある者」（以下「要件②」という。）、「その他、医師の診断書等により、傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない状態にあると保護の実施機関が認めた者」（以下「要件③」という。）が該当するとされている。

3 審査請求人は、障害1級であり、要件①には該当する。しかしながら、要件②又は要件③に関しては、審査会から処分庁に対する調査の回答によると、処分庁は、審査請求人は欲しいものがあれば近所のスーパーにヘルパー等の支援なく自力で行くことができることを確認していることから、要件②及び要件③には該当しないことが認められる。

4 このことから、審査請求人は、局長通知第7の2の(1)のアの「傷病、障害等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者」には該当せず、審査請求人に地域別冬季加算の特別基準を認定しないとした処分庁の判断に誤りは

ない。

5 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	白 浜	徹 朗
委員	姫 田	格
委員	小 谷	真 理